

ホットラインに提出されたご提案	昨年 11 月 30 日の提案に対する回答	当省の対応状況
①認定の教習施設でのオペレーター教習や認定整備事業所での機体の整備等が必要であり、事業の自由度を狭くしている。	(一社)農林水産航空協会のみが行っていたオペレーターの認定や機体の登録等の業務を、他の機関等でも行うことができるよう、平成 29 年 4 月 1 日付けで「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」(以下「指導指針」という)を改正。	1 教習に関し、左記の実施施設の多元化に加え、以下の簡素化を今月中に公表予定。 ○ オペレーターの認定について、機種別(ドローンで 13 機種)から、無人ヘリとドローンの 2 区分とする。 ○ 教習施設の指定について、①立入調査をやめ、書面審査のみとする。②教官の常設はしなくても派遣で可とする。(これにより、農業高校や農業大学校も教習施設として指定可。) 2 整備事業所の認定について、立入調査をやめ、書面審査のみとする。
②国土交通省への許可・承認等が必要。常識的な飛行範囲内での規制緩和を行い、活用場面を広げることが必要。	ドローンによる農薬散布は航空法第 132 条の 2 において事前に国土交通大臣の承認が必要。農林水産省はこの承認の円滑化のため、登録認定等機関による代行申請の仕組みを設定。	—
③空中散布の際、オペレーターとナビゲーターの 2 名が必要。1 名での運用や、GPS 等の活用によるローコストオペレーションへの規制緩和が必要。	農薬散布は物件を投下する行為となるため、国土交通省通知により、飛行を行う場合には、投下する場所に人や物件が無いことの確認や、当該場所に人が立ち入らないよう監視する必要がある。 このため、原則、操縦者の他に飛行経路上の周辺を監視する補助者の配置が必要。 ただし、無人航空機の機能・性能、飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上・水上の人の安全が損なわれる恐れが無いと認められる場合は、柔軟に対応することも可能。	「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」(国土交通省航空局長通知)において、遠隔操作による物件投下の飛行については、オペレーターとナビゲーターによる最小 2 名の体制での実施が必要とされ、その旨指導。 自動操縦による同飛行にあっては、離陸後オペレーターによる操縦が実質的に不要となり(緊急時の操作介入のみ)、オペレーター自身が飛行状況を監視する役割を担えるなどの機能を有する機体を使用する場合にあっては、オペレーターがナビゲーターを兼任する形で 1 名による体制とするよう国土交通省に検討を依頼中。